

■ Article ■

「平成29年度税制改正に関する建議書」について

日税連調査研究部長・税理士 上西左大信

日本税理士会連合会は（以下「日税連」という。）は、税理士法の規定に基づき、「税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」と規定されている（税理士法49の11、49の15）。

日税連の調査研究部が取りまとめた「平成29年度税制改正に関する建議書」（以下「建議書」という。）は、5月24日の正副会長会において協議決定され、その後、6月9日の常務理事会、6月23日の理事会で審議され、機関決定された。そして、7月25日に財務省、国税庁、総務省、中小企業庁などに提出した。今後は、年末にかけて開催される各政党や各省庁の税制改正ヒアリングにおいて、この建議書に基づいて税制改正要望を行うこととなる。

本稿では、建議書の構成、重要建議項目についての考え方などについて解説することとする。

1. 税制に対する基本的な視点

税制には、負担の公平はもちろん、わかりやすく簡素な仕組み、経済活動における選択を歪めないための中立性も必要とされる。税制改正の際は、こうした基本的な考え方が特に考慮されるべきであるとの考え方から、日税連が税制改正建議を行うに当たっては、税務に関する専門家として、次の5つの視点を基本に置いている。

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 必要最小限の事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

2. 建議書の取りまとめ経緯

日税連の調査研究部は、今年2月から5月にかけて精力的に検討を重ねてきた。特に今年度は、重要な論点として消費税軽減税率への対応、個人所得課税のあり方、納税環境整備、震災対応税制などを取り上げ、特に時間を割いて議論を行った。

検討に当たっては、全国15の税理士会及び日税連の各部委員会から提出された516項目の意見、制度部・税務支援対策部・後記観察部・中小企業対策部・情報システム委員会・規制改革対策特別委員会から提出された33項目の意見を

参考とした。また、日税連会長の諮問機関である税制審議会の答申である「中小法人の範囲と税制のあり方について」(平成27年度)、「給与所得と公的年金等所得に対する課税のあり方について」(平成26年度)、「贈与税の機能と資産課税における役割について」(平成25年度)、「法人税における課税ベースのあり方について」(平成24年度)、「地方税制の問題点とあり方について」(平成22年度)も重要な基礎資料とした。

3. 建議書の構成

建議書は、「はじめに」、「税制に対する基本的な視点」に続き、各税目について中長期的な視点から検討した「Ⅰ 今後の税制改正についての基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)、全国15の税理士会等の税制改正意見から27項目に集約した「Ⅱ 税制改正建議項目」で構成されている。

また、建議書の冒頭には、特に強く主張したい「重要建議項目」として、次の4項目を掲げている。

- ①「災害税制に関する基本法」の立法化について
- ②中小法人税制について
- ③消費税制について
- ④取引相場のない株式等の評価の適正化について

建議書に新規の項目として採用したのは、重要建議項目としている「『災害税制に関する基本法』の立法化」のほか、個別項目では、「償却資産に係る固定資産税の見直し」のうち「家屋と償却資産の区分の明確化等」、「電子申告の環境整備」のうち「税理士による代理送信に用いる電子証明書の制限」、「税理士等の懲戒処分理由の公示」などがある。

4. 重要建議項目の解説

建議書は、日税連のホームページで掲載 (<http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/proposal/taxation/kengisyo-H29.pdf>) しているので、原文はそちらで確認していただきたい。本稿では、重要建議項目としている4項目について、「基本的な考え方」の記載と関連させ、掘り下げて解説することとする。

(1) 「災害税制に関する基本法」の立法化

恒久法として「災害税制に関する基本法」を立法化すべきであるとしている。その理由は、阪神・淡路大震災と東日本大震災に共通する税制上の取扱いが認められるからである。また、大災害に被災した場合における税法上の救済策は、統一的なものとしておくことが適切である。

日税連は、「災害税制に関する基本法」が立法化される場合には、被災者支援を通じて得た経験を基礎とした具体的な提案を積極的に主張してゆく必要があると考えている。建議書では具体的な措置については言及していないが、次のような項目が調査研究部で議論されたので、紹介しておく。

【所得税】

現行の雑損控除は「その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。」(所法72)となっており、かつ、損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間が限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができることとなっている。

しかし、激甚災害を受けた場合には、その年以後の所得が十分でないことも想定されることから、前年に遡及して更正の請求を選択肢にすることが適切である。

【法人税】

法人税においては、災害損失特別勘定の設定が認められるべきである。具体的には、災害により被害を受けた棚卸資産及び固定資産の修繕等のために要する費用で、災害のあった日から1年以内に支出すると見込まれるものとして適正に見積もることができるものについては、災害損失特別勘定に繰り入れて、被災事業年度の損金の額に算入することができる制度である。東日本大震災と同様に、平成28年熊本地震においても認められることとなったが、日税連が強く国税庁に緊急要望した項目である。

(2) 中小法人税制

重要建議項目は、「外形標準課税は中小法人に適用すべきではない」と「繰越欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用すべきではない」の2項目で校正されている。平成27年度の建議書からの継続項目である。

「基本的な考え方」においては、「いわゆる法人なり企業に対しては特別な取扱いがなされることがないようにすべきである。」としている。

政府税制調査会の答申「法人税の改革について」(平成26年6月)には、「法人成り」についての項目が設けられており、「個人事業主か法人形態かの選択に税制が歪みを与えるべきではない。個人・法人間の税制の違いによって法人形態を選択する『法人成り』の問題は、その歪みを是正する必要がある。『法人成り』の実態を踏まえ、給与所得控除など個人所得課税を含めた検討を行う必要がある。」としている。

そして、平成28年度税制改正により法人税率が平成28年度から23.4%に、平成30年度から23.2%となり、地方税も考慮した法人実効税率は30%を下回ることとなった。法人税率引下げによって個人所得課税との差が拡大すれば、「法人成り」のメリットがさらに拡大することとなり、この検討項目が浮上する可能性がある。そこで、今年度の建議書では「法人成り」に関する事項についても記載することとした。

(3) 消費税制

日税連は、単一税率制度の維持を強く主張してきた。そして、現在もその考え方は変わっていない。そのスタンスを重要建議項目において明快かつ端的に記載した。

また、軽減税率(複数税率)制度や適格請求書等保存方式(インボイス制度)

をはじめ、消費税制についてどのような議論が行われても十分な対応ができるように、「基本的な考え方」において日税連の考えている「あるべき消費税」の全体像を示すこととした。次の内容である。

- ①課税の公平、財政への影響、事業者の事務コスト及びコンプライアンスコスト、税務行政の徴税コストの観点から、単一税率制度が望ましい。
- ②仕入税額控除方式としては、請求書等保存方式を維持し、取引の相互牽制を確実なものとするために、請求書・領収書等に事業者番号（法人は法人番号、個人は新たに定める個人事業者番号）を記載することを仕入税額控除の要件の一つとする。
- ③基準期間制度を廃止して全ての事業者を課税事業者とし、その課税期間の課税売上が僅少である一定の事業者には、その旨の届出書の提出を要件として、申告を不要とする（これは現行の免税点制度に代替するものである。）。これにより、いわゆる「免税事業者の排除問題」は解決する。
- ④簡易課税制度については、みなし仕入率を引き下げた上で設備投資に係る仕入税額控除を認め、一定の要件を付した上でその課税期間に係る諸届けの提出時期を申告期限までとする。
- ⑤課税ベースを狭めることとなる非課税の範囲を縮小する。

（４）取引相場のない株式等の評価の適正化

取引相場のない株式等の評価は、原則として純資産価額方式と類似業種比準方式に基づいて行われるが、いずれも問題があるとして、早急に見直すべきであるとしている。

この項目を重要建議項目としたのは、与党の「平成28年度税制改正大綱」（平成27年12月16日）において、「取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比準要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。」と記載されているからである。

5. 「適格請求書等保存方式の導入延期に関する意見」

平成28年6月23日に日税連の理事会で建議書が承認された後、消費税率の引き上げ時期が延期される見込みとなった。法律の改正は、9月26日に召集される予定の秋の臨時国会で行われることになるが、国会の情勢や与党及び野党の主張を総合的に判断すると、ほぼ確実であると考えられる。

そこで、日税連は、7月27日に開催された正副会長会において、次の「適格請求書等保存方式の導入延期に関する意見」を決定した。重要な内容なので、全文を紹介する（図表は省略した。）。建議書と事実上一体となった重要な改正要請であると理解していただきたい。

平成28年7月27日
日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

本年6月1日、安倍総理が消費税率10%への引上げ時期を当初予定の平成29年4月から平成31年10月に2年6か月延期することを正式表明した。そのための法改正については、近く開会される臨時国会で審議されるものと予想される。

一方、消費税率引上げと同時とされる軽減税率制度の導入を受け、区分経理のための適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）は、平成33年4月に導入することとされている（所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第9号イ）。しかし、税率引上げの延期に伴い、適格請求書等保存方式の導入も延期されるかどうかについては、現時点で明らかにされていない。

仮にこれが延期されないとすれば、経過措置による区分経理の期間はわずか1年6か月となり（下図参照）、短期間に二度の制度変更を強いられることにより、事業者の事務負担及び設備投資の負担が集中することとなり、特に中小事業者の実務においては大きな混乱が生じることが懸念される。

したがって、適格請求書等保存方式の導入については、少なくとも当初予定されていた4年間の経過期間を経た平成35年10月に延期すべきであり、税率引上げ延期のための法改正において、この点も明記する必要があると考える。

また、導入までの間において、引き続き中小事業者の経理処理の実態把握に努め、より負担の少ない制度のあり方を検討すべきである。

6. 最後に

近年、国会や関係官庁において、日税連建議書の重要度は飛躍的に高まっており、実現項目も多くなってきている。平成28年度税制改正においては、地方法人課税の偏在是正、IT化の進展に合わせた各種手続きの見直し、税務関係書類へのマイナンバー記載の見直しなどの建議項目が取り上げられた。また、各政党のヒアリング等において日税連・日税政が呼ばれることも多くなっている。こうした状況を踏まえ、建議の実現に向けて挙会一致で取り組んでいく所存である。

[参考]

○中小法人の範囲と税制のあり方について（税制審議会）

http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_H27.pdf

○給与所得と公的年金等所得に対する課税のあり方について（税制審議会）

http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_H26.pdf

○贈与税の機能と資産課税における役割について（税制審議会）

http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_H25.pdf

○法人税における課税ベースのあり方について（税制審議会）

http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_H24.pdf

○地方税制の問題点とあり方について（税制審議会）

http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_H22.pdf

○法人税の改革について（税制調査会）

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/26zen10kai7.pdf>

○平成28年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）

http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/131061_1.pdf

以上